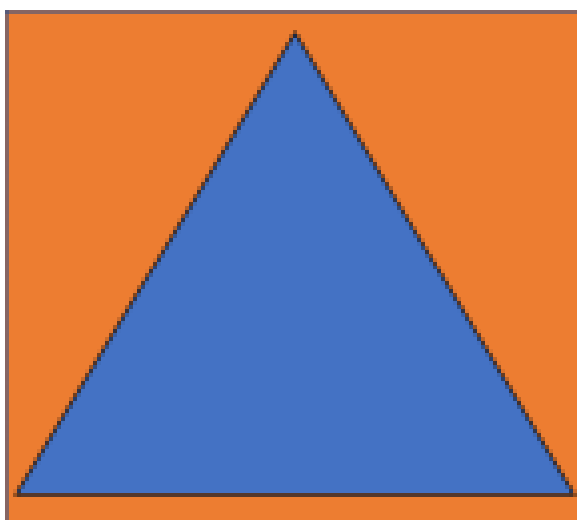


西都市国民保護計画



このマークは国民の保護のための措置を行う人や車両などを識別するための国際的な特殊標章です

令和 7 年 8 月

宮崎県西都市

目 次

第1編 総 論	P. 1
第1章 計画の目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等	P. 1
1 計画の目的、市の責務、及び市国民保護計画の位置づけ	P. 1
2 用語の意義	P. 2
3 市国民保護計画の構成	P. 3
4 市国民保護計画の見直し、変更手続	P. 3
5 市地域防災計画との整合性の確保	P. 3
第2章 国民保護措置に関する基本方針	P. 4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	P. 6
1 市	P. 6
2 県	P. 7
3 指定地方行政機関	P. 7
4 自衛隊	P. 9
5 指定公共機関及び指定地方公共機関	P. 9
6 公共的団体との協力	P. 10
第4章 市の地理的、社会的特徴	P. 11
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	P. 13
1 国民保護の対象となる事態	P. 13
2 武力攻撃事態等及び緊急処理事態の類型	P. 13
3 留意事項	P. 14
第2編 平素からの備えや予防	P. 16
第1章 組織・体制の整備等	P. 16
第1 組織・体制の整備	P. 16
1 市の各課等における平素の業務	P. 16
2 市職員の参集基準等	P. 16
3 消防機関の体制	P. 18
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	P. 18
第2 関係機関との連携体制の整備	P. 19
1 基本的な考え方	P. 19
2 県との連携	P. 19
3 他の市町村との連携	P. 20
4 指定公共機関等との連携	P. 20
5 ボランティア団体等に対する支援	P. 21
第3 通信の確保	P. 21
第4 情報収集・提供等の体制整備	P. 21
1 基本的な考え方	P. 21
2 警報等の伝達に必要な準備	P. 23

3	安否情報の収集・整理及び提供に必要な準備	P. 2 3
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	P. 2 4
第 5	研修及び訓練	P. 2 5
1	基本的な考え方	P. 2 5
2	研修	P. 2 5
3	訓練	P. 2 5
第 2 章	避難・救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	P. 2 7
1	避難に関する基本的事項	P. 2 7
2	避難実施要領のパターンの作成	P. 2 8
3	救援に関する基本的事項	P. 2 8
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	P. 2 8
5	避難施設の指定への協力	P. 2 9
6	生活関連等施設の把握等	P. 2 9
第 3 章	物資及び資材の備蓄・整備	P. 3 1
1	市における備蓄	P. 3 1
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	P. 3 1
3	各家庭、職場での備蓄	P. 3 2
第 4 章	国民保護に関する啓発	P. 3 3
1	基本的な考え方	P. 3 3
2	国民保護措置に関する啓発	P. 3 3
3	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	P. 3 3

第 3 編 武力攻撃事態等への対処 P. 3 4

第 1 章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	P. 3 4
1	基本的な考え方	P. 3 4
2	事態認定前における情報連絡体制等の設置及び初動措置	P. 3 4
第 2 章	市対策本部の設置等	P. 3 7
1	市対策本部の設置	P. 3 7
2	通信の確保	P. 4 7
3	西都市国民保護協議会	P. 4 7
第 3 章	関係機関相互の連携	P. 4 9
1	国・県の対策本部との連携	P. 4 9
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	P. 4 9
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	P. 4 9
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	P. 5 0
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	P. 5 0
6	市の行う応援等	P. 5 1
7	ボランティア団体等に対する支援等	P. 5 1
8	住民への協力要請	P. 5 2

第4章	警報及び避難の指示等	P. 5 3
第1	警報の伝達等	P. 5 3
1	基本的な考え方	P. 5 3
2	警報の内容の伝達等	P. 5 3
3	警報の内容の伝達方法	P. 5 3
4	緊急通報の伝達及び通知	P. 5 4
第2	避難住民の誘導等	P. 5 5
1	基本的な考え方	P. 5 5
2	避難の指示の通知・伝達	P. 5 5
3	避難実施要領の策定	P. 5 5
4	避難住民の誘導	P. 5 8
5	武力攻撃4類型ごとの避難の留意事項	P. 6 0
第5章	救援	P. 6 2
1	救援の実施	P. 6 2
2	関係機関との連携	P. 6 2
3	救援の内容	P. 6 3
第6章	安否情報の収集・提供	P. 6 4
1	基本的な考え方	P. 6 4
2	安否情報の収集	P. 6 4
3	県に対する報告	P. 6 5
4	安否情報の照会に対する回答	P. 6 5
5	日本赤十字社に対する協力	P. 6 6
第7章	武力攻撃災害への対処	P. 6 7
第1	武力攻撃災害への対処	P. 6 7
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	P. 6 7
2	武力攻撃災害の兆候の通報	P. 6 7
第2	応急措置等	P. 6 7
1	退避の指示	P. 6 7
2	警戒区域の設定	P. 6 9
3	応急公用負担等	P. 7 0
4	消防に関する措置等	P. 7 0
第3	生活関連等施設における災害への対処等	P. 7 2
1	生活関連等施設の安全確保	P. 7 2
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	P. 7 2
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	P. 7 3
1	武力攻撃原子力災害への対処	P. 7 3
2	NBC攻撃による災害への対処	P. 7 3
第8章	被災情報の収集及び報告	P. 7 6
第9章	保健衛生の確保その他の措置	P. 7 7
1	保健衛生の確保	P. 7 7
2	廃棄物の処理	P. 7 7

第10章	国民生活の安定に関する措置	P. 7 9
1	生活関連物資等の価格安定	P. 7 9
2	避難住民等の生活安定等	P. 7 9
3	生活基盤等の確保	P. 7 9
第11章	特殊標章等の交付及び管理	P. 8 0
1	特殊標章等の意義	P. 8 0
2	特殊標章等	P. 8 0
3	特殊標章等の交付及び管理	P. 8 0
4	特殊標章等に係る普及啓発	P. 8 1
第4編	復 旧	P. 8 2
第1章	応急の復旧	P. 8 2
1	基本的な考え方	P. 8 2
2	公共的施設の応急の復旧	P. 8 2
第2章	武力攻撃災害の復旧	P. 8 3
1	国における所要の法制の整備等	P. 8 3
2	市が管理する施設及び設備の復旧	P. 8 3
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	P. 8 4
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	P. 8 4
2	損失補償及び損害補償	P. 8 4
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	P. 8 4
第5編	緊急対処事態への対処	P. 8 5
1	緊急対処事態	P. 8 5
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	P. 8 5

第1編 総論

第1章 計画の目的、市の責務、計画の位置づけ、構成等

1 計画の目的、市の責務、及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 計画の目的

我が国の平和と安全を確保するためには、外交努力や国際平和協力などを通じて、国際社会の平和と強調を図ることが重要である。

しかしながら、こうした努力にもかかわらず、万一我が国が外部から武力攻撃を受けたり、大規模テロ等が発生した場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する責務を有している。

このようなことから、平成16年6月に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が制定され、同年9月17日に施行された。

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条の規定に基づき、市の区域内において関係機関が実施する武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施に関して総合的に定め、推進することにより、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を保護するとともに、武力攻撃等の市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

(2) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、その他の法令、国民の保護に関する基本指針及び県の国民の保護に関する計画を踏まえ、市の国民の保護に関する計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(3) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(4) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 用語の意義

用 語	定 義
事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 (平成 15 年法律第 79 号)
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成 16 年法律第 112 号)
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する施行令 (平成 16 年政令第 275 号)
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令 (平成 17 年総務省令第 44 号)
国民保護措置	国民保護法に基づく武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（緊急対処保護措置を含む。）
基本方針	国民保護法第 32 条の規定に基づき政府が作成した基本指針
国の国民保護計画	国民保護法第 33 条の規定に基づき指定行政機関の長が作成した国民の保護に関する計画
県国民保護計画	国民保護法第 34 条の規定に基づき宮崎県知事が作成した国民の保護に関する計画
市国民保護計画	国民保護法第 35 条の規定に基づき西都市長が作成した国民の保護に関する計画
国民保護業務計画	国民保護法第 36 条の規定に基づき指定公共機関又は指定地方公共機関が作成した国民の保護に関する業務計画
市地域防災計画	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき西都市防災会議が作成した西都市地域防災計画
県国民保護協議会	国民保護法第 37 条の規定に基づき設置された宮崎県国民保護協議会
市国民保護協議会	国民保護法第 39 条の規定に基づき設置された西都市国民保護協議会
国の対策本部	事態対処法第 10 条の規定により内閣に設置された武力攻撃事態等対策本部
国の現地対策本部	国民保護法第 24 条第 2 項の規定により設置された武力攻撃事態等現地対策本部
県対策本部	国民保護法第 27 条の規定により県に設置された宮崎県国民保護対策本部（宮崎県緊急処理事態対策本部を含む。）
県現地対策本部	国民保護法第 28 条第 8 項の規定により設置された県の現地対策本部
市対策本部	国民保護法第 27 条の規定により市に設置された西都市国民保護対策本部（西都市緊急処理事態対策本部を含む。）
市現地対策本部	国民保護法第 28 条第 8 項の規定により設置された西都市の

用 語	定 義
	現地対策本部
N B C 攻撃	核兵器 (Nuclear weapons)、生物兵器 (Biological weapons) 又は化学兵器 (Chemical weapons) による攻撃

3 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態における対処

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

5 市地域防災計画との整合性の確保

市においては、災害対策基本法に基づき市地域防災計画を策定し、台風や地震などの自然災害や大規模事故等に対する防災対策を実施している。

市地域防災計画は、この計画とは、その対象とする災害の発生原因は異なるものの、災害の態様や対処法には、国民保護措置と共通する部分が多い。また、発生した事態に効果的に対応するためには、市対策本部の運用や関係機関との連携統一を図る必要がある。

このようなことから、この計画は、市地域防災計画との整合性を確保し、できるだけ統一的な運用ができるように配慮するものとする。

また、この計画に定めのない事項については、市地域防災計画に準じて対応するものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア団体等への支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

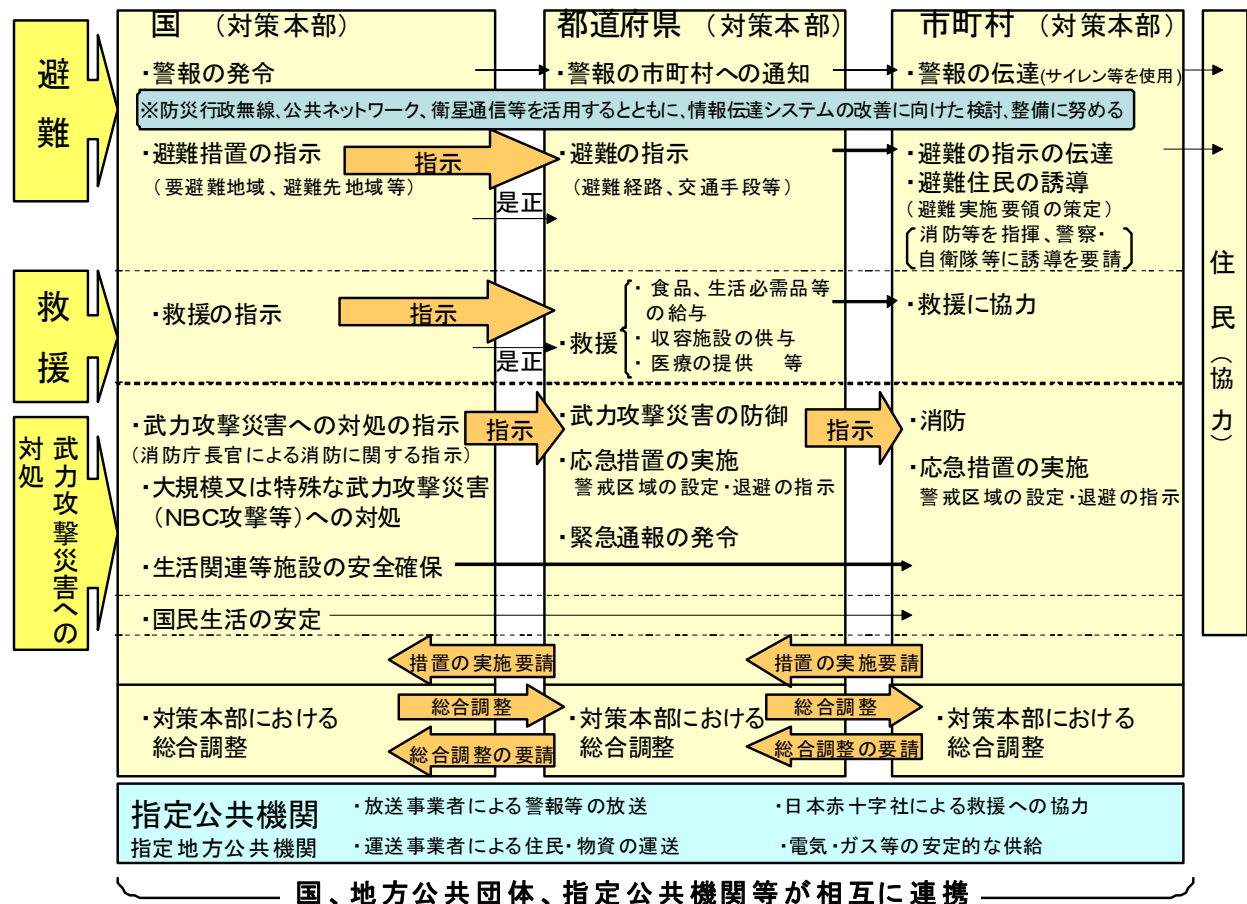
また、要請に応じて国民保護措置に協力するものに対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

日本国憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定は、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されていることから、市内に居住し又は滞在している外国人についても、この計画に基づく国民保護措置を実施する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民の保護に関する措置の仕組み



1 市

市は、この計画に基づき、警報の伝達、避難住民の誘導などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
西 都 市	(1) 市国民保護計画に関すること。 (2) 市国民保護協議会に関すること。 (3) 市対策本部に関すること。 (4) 国民保護措置に関する施設及び組織の整備に関すること。 (5) 国民保護に関する啓発及び訓練に関すること。 (6) 国民保護措置に必要な資機材等の整備及び備蓄に関すること。 (7) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関すること。 (8) 救援、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
西 都 市	(9) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する事 (10) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する事 (11) 武力攻撃災害の復旧に関する事 (12) 特殊標章等の交付及び使用の許可に関する事

2 県

県は、県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等において、避難の指示、避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。）の救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
宮 崎 県	(1) 県国民保護計画に関する事 (2) 県国民保護協議会に関する事 (3) 県対策本部に関する事 (4) 国民保護措置に関する施設及び組織の整備に関する事 (5) 国民保護に関する啓発及び訓練に関する事 (6) 国民保護措置に必要な資機材等の整備及び備蓄に関する事 (7) 警報の通知に関する事 (8) 避難の指示、避難住民の誘導、県の区域を越える住民の避難その他の住民の避難に関する事 (9) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他避難住民等の救援に関する事 (10) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する事 (11) 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置に関する事 (12) 武力攻撃災害の復旧に関する事 (13) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付又は使用の許可に関する事

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、国の国民保護計画に基づき、その所掌事務に関する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県、市町村等が行う国民保護措置に関し、必要な支援を行う。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
九州管区警察局	(1) 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整に関すること。 (2) 他管区警察局との連携に関すること。 (3) 管区内各警察、関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。 (4) 警察通信の確保及び統制に関すること。
九州防衛局	(1) 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整に関すること。 (2) 米軍施設内通行等に関する連絡調整に関すること。
九州総合通信局	(1) 電気通信事業者及び放送事業者との連絡調整に関すること。 (2) 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること。 (3) 非常事態における重要通信の確保に関すること。 (4) 非常通信協議会の指導育成に関すること。
九州財務局	(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 (3) 普通財産の無償貸付に関すること。 (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関すること。
門司税関	(1) 輸入物資の通関手続に関すること。
九州厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集及び提供に関すること。
宮崎労働局	(1) 被災者の雇用対策に関すること。
九州農政局	(1) 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保に関すること。 (2) 農業関連施設の応急復旧に関すること。
九州森林管理局	(1) 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給に関すること。
九州経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。
九州産業保安監督部	(1) 鉦山における災害時の応急対策に関すること。 (2) 危険物等の保全に関すること。
九州地方整備局	(1) 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧に関すること。 (2) 港湾施設の使用に関する連絡調整に関すること。 (3) 港湾施設の応急復旧に関すること。
九州運輸局	(1) 運送事業者との連絡調整に関すること。 (2) 運送施設及び車両の安全保全に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
大阪航空局	(1) 飛行場使用に関する連絡調整に関すること。 (2) 航空機の航行の安全確保に関すること。
福岡管区気象台	(1) 気象状況の把握及び情報の提供に関すること。
第十管区海上保安本部	(1) 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達に関すること。 (2) 海上における避難住民の誘導、秩序の維持および安全の確保に関すること。 (3) 生活関連等施設に係る立ち入り制限区域の指定等に関すること。 (4) 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示に関すること。 (5) 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関すること。
九州地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 (2) 廃棄物処理施設の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。

4 自衛隊

自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するとともに、他の機関が実施する国民保護措置を支援するものとする。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 地方協力本部	(1) 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に関すること。 (2) 関係機関が実施する国民保護措置の支援等に関すること。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関の及び指定地方公共機関は、国民保護計画に基づき、その業務に関する国民保護措置を実施する。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
災害研究機関	(1) 武力攻撃災害に関する指導、助言等に関すること。
放送事業者	(1) 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
運送事業者	(1) 避難住民及び緊急物資の運送に関する事 (2) 旅客及び貨物の運送の確保に関する事
電気通信事業者	(1) 通信の確保に関する事 (2) 国民保護措置に係る通信の優先的取扱いに関する事 (3) 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置に関する事
電気事業者	(1) 電気の安定的な供給に関する事
ガス事業者	(1) ガスの安定的な供給に関する事
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	(1) 水の安定的な供給に関する事
郵便事業を営む者	(1) 郵便の確保に関する事
一般信書便事業者	(1) 信書便の確保に関する事
日本銀行	(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融に関する事 (2) 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持に関する事
日本赤十字社	(1) 救援への協力に関する事 (2) 外国人の安否情報の収集、整理及び回答に関する事
公共的施設管理者	(1) 所管する公共的施設の維持管理に関する事 (2) 被災施設の復旧に関する事
病院その他の医療機関等	(1) 医療等の確保に関する事

6 公共的団体との協力

武力攻撃事態において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、住民の避難や救援等について協力を得ることができる公共的団体との連携が不可欠であることから、関係機関においては、平素からこれらの公共的団体との連携を密にし、協力関係の構築を図るものとする。

第4章 市の地理的、社会的特徴

(1) 地形

本市は、宮崎県の中央部に位置し、東に高鍋町、新富町、宮崎市、南に国富町、西に西米良村、北に椎葉村、美郷町、木城町と接している。

地形の特徴としては、東西約25km、南北約40km、細長い地形をなし、総面積438.79km²のうち北西部のほとんどは山岳地帯であり、市面積の約77%を山林原野が占めている。東西両側及び両端は高台丘陵を形成し、その間を貫流する一ツ瀬川本流は、同支流の三財川、三納川と合流してその流域に平野部を展開しつつ、新富町と宮崎市の境を通して日向灘に至る。

(2) 気候

本市においては、四季を通じて気候は温暖で雨が多く、特に九州山地の存在により、積雪は山間部を除きほとんどみられない。雨は4月から8月の5ヶ月に集中し、この間の雨量は年間降水量の6～7割を占めている。

(3) 人口分布

本市は、昭和35年の50,948人から減少を続け、昭和55年から昭和60年まで一時的に増加傾向を示したが、その後減少傾向に転じ令和7年4月1日現在26,760人である。

市街地のある妻地区に市人口の約半数、穂北、三納、都於郡、三財の4地区に残り約半数、山間地の東米良地区の疎らにある集落に207人が居住している。

(4) 道路の位置等

本市の道路は、高速道路、国・県道、広域林道、市道等によって連結している。

本市東端を南北に走る東九州自動車道は、椎田南～豊前間が平成28年4月24日に開通し、北九州まで全線開通した。

宮崎市方面と西都市を結ぶ地域高規格道路としての春田バイパスが、平成16年に、また、それに接続する園元バイパスが平成22年6月に暫定2車線として供用を開始し、宮崎方面へのアクセスが向上している。

本市道路網の基幹をなす国道219号（宮崎～熊本）は、市内区間の多くが山間部であり、幅員狭小・急カーブが存在する未改良区間を残している。熊本方面への往来のため通行する西米良村内には土砂災害危険区域があり、大雨のたびに通行止めとなる。

南北方向には、県道高鍋・高岡線、都農・綾線がある。高鍋・高岡線は、国道10号のバイパス的役割も果たし、市街地の中心部において国道219号と交差している。東九州自動車道へのアクセス道路としての荒武・新富線、木城・西都線は、南北方向の交通量の分散に寄与している。地方道としての西都・南郷線、東郷・西都線を始め、西都原・山路線の整備が待たれている。

広域林道として開発中の銀鏡・小川線、長谷・児原線は、林道機能のみならず市町村間を連絡する路線としても位置づけられ開通を急いでいる。

市道は、令和7年3月31日現在1190路線（実延長680，795m）を有しており、改良率36.6%、舗装率92.8%である。

（5）鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道、空港、港湾は、西都市にはない。

JR日豊本線は、東隣の高鍋町、新富町、宮崎市を南北に走っている。西都市役所から高鍋駅又は佐土原駅まで車両で約30分を要する。

宮崎空港は、宮崎市にあり、西都インターチェンジから約30分を要する。滑走路は2500m×45mで大型ジェット旅客機の離着陸が可能である。

日向細島港は日向市に、宮崎港は宮崎市にある。細島港は、岸壁水深13.0m（40，000トン）、延長260m×1バースである。宮崎港は、岸壁水深9.0m（50，000トン）、延長300m×1バースである。西都市から細島港まで車両で約1時間10分、宮崎港まで約40分を要する。

宮崎県の漁港は、約20か所あり近傍には都農、川南、富田、青島港がある。

（6）自衛隊施設等

航空自衛隊新田原基地は、東隣の新富町に所在し、西都市役所から基地西端まで直線距離約4kmの位置にある。本市は、飛行場滑走路延長上、また飛行場周経路下にあるため、戦闘機等は離着陸時において本市上空を飛行する。

航空自衛隊高畑山分屯基地は串間市に所在し、レーダーサイトとして機能している。

陸上自衛隊都城駐屯地及びえびの駐屯地は本市から車両で1時間以上離れた位置にある。本市は、都城駐屯地第43普通科連隊の警備担当区域内にある。

（7）ダム

市内の一ツ瀬川本流には一ツ瀬ダム及び杉安ダム、三財川には立花ダム及び寒川ダム、三納川には長谷ダムがある。ダムによって利水ダムや治水ダムとしての機能がある。

（8）その他

宮崎県は直接的な南北400kmの海岸線を有し海岸線からの着上陸侵攻を受けやすい環境にある。本市は、海岸線を有してはいないが、着上陸後に車両移動で30分以内に到達できる位置にある。

原子力発電所及び石油コンビナートは宮崎県に存在しない。

宮崎県南端の志布志湾内には志布志国家石油備蓄基地があり、本市からは直線距離で約85kmの位置にある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

1 国民保護法の対象となる事態

国民保護法の対象となる事態は、下表のとおりである。

これらの事態については、いずれも、政府に於いて、現実の状況に応じて個別具体的に事態を想定の上、対処の方針を定め、国会の承認を得ることとされている。

事 態		定 義
武力攻撃事態等	武力攻撃事態	・武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事態対処法第2条第1項第2号)
	武力攻撃予測事態	・武力攻撃事態には至っていないが事態が緊迫し武力攻撃が予測されるに至った事態 (事態対処法第2条第1項第3号)
緊急対処事態		・武力攻撃の手段に順ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (後日武力攻撃事態であることの認定が行われることになる事態を含む。) で、国家として緊急に対処することが必要なもの (事態対処法第25条第1項)

2 武力攻撃事態等及び緊急対処事態の類型

事態の種類		想 定
武力攻撃事態等	着上陸侵攻	・我が国の占領等の目的を持って、他国が武力を行使して、我が国の領土に、海又は空から直接着上陸し、侵攻する事態であり、それに先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。攻撃は、比較的広域かつ長期間になることが予想される。
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	・ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。
	弾道ミサイル攻撃	・長射程の弾道ミサイルに、各種の弾頭を搭載して、我が国に発射し、攻撃を行うもので、弾頭は、通常弾頭又はNBC弾頭が考えられる。
	航空攻撃	・我が国に対する着上陸侵攻の支援等を目的として、航空機による攻撃(空爆)を行うもので、都市部やライフラインのインフラ施設への攻撃が想定される。

事態の種類		想 定
緊急 対 処 事 態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・原子力事業所等の破壊 ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等への爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダム等の破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	・放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる	・航空機等による多数の死者数を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来

3 留意事項

「武力攻撃事態等」は、その時点における国際情勢を背景に、相手国等の意図的な攻撃により発生するものであり、あらかじめ、特定の攻撃対象や攻撃内容、被害等を想定することは困難である。

したがって、この計画は、いろいろな場面に対応した避難や、救援等の基本的な考え方や実施方法等を定めることとし、必要に応じ、武力攻撃等の類型毎の留意事項を記載することとする。

なお、計画作成上の武力攻撃等に関する留意事項は、次のとおりである。

- （１）「平成２６年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成２５年１２月１７日国家安全保障会議及び閣議決定）によると、「冷戦期に懸念されていたような主要国間の大規模武力紛争の蓋然性は、引き続き低いものと考えられるが、様々な安全保障上の課題や不安定要因がより顕在化・先鋭化してきており、「平成２３年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成２２年１２月１７日安全保障会議及び閣議決定）の策定以降、我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増している」とされており、当面は、ゲリラや特殊部隊による攻撃や弾道ミサイル攻撃等及びこれらの複合事態の可能性が比較的高いものと考えられる。
- （２）「緊急対処事態」については、大規模テロが想定されるが、その目的が、攻撃による直接的なダメージを与えることだけでなく、攻撃により社会を混乱に陥れ、内外に自己の存在や主張を誇示することにあることや、過去の大規模テロの例を

考えれば、攻撃の対象は、国の象徴的な建物や政治経済の重要施設、相当多数の人が集まる集客施設等となる可能性が高いものと考えられる。

(3) いずれの場合も、攻撃手段が通常兵器か、NBC兵器かによって、被害の規模や対処の方法が大きく異なることとなる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 組織・体制の整備

1 市の各課等における平素の業務

市の各課は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、第3編第2章において定める事務分掌に従って、平素においてその準備のための業務及び連絡体制の確認を行うものとする。

特に、次の業務については、自然災害時における災害対策上の措置とは異なる武力攻撃事態等における国民保護措置特有の業務であることから、特に留意して準備を行うものとする。

(1) マニュアル等の整備

次の事務について、手続等に漏れのないようマニュアルの整備等により万全の準備を行うこととする。

- ① 警報の伝達及び緊急通報の発令手順に関すること。
- ② 生活関連等施設に対する指導に関すること。
- ③ 武力攻撃事態対策本部の運営に関すること。

(2) 避難住民の誘導

市は、教育委員会、消防機関、県、県警察、自衛隊等と密接な意見交換を行い、複数の避難実施要領のパターンを作成するよう努めるものとし、その際、高齢者、障がい者、乳幼児等自ら避難することが困難なものの避難方法、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。

(3) 救援に関する事務

市は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく県と市との役割分担等を参考としつつ、県とも協議しながら、救援の実施体制の確立を図るものとする。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即対応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関及び警備員と連携を図りつつ、速やかに市長

及び国民保護担当職員に連絡が取れる 24 時間即対応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、武力攻撃事態等に的確かつ迅速に対応するため、状況に応じて、①の体制をとるものとし、各体制における職員の参集基準は、②のとおりとする。

① 体 制

事態の状況	設 置 基 準	体 制
事態認定前	ア 県内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の兆候が発見されたとき。 イ 他の都道府県で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したとき。 ウ その他危機管理課長が必要と認めるとき。	情報連絡体制
	ア 情報連絡体制での対応が困難と認めるとき。 イ 県内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したとき。 ウ その他市長が必要と認めるとき。	警戒本部体制
事態認定後	市対策本部設置の通知がない場合	警戒本部体制
	市対策本部設置の通知を受けた場合	対策本部体制

② 参集範囲

体 制	参 集 基 準
情報連絡体制	危機管理係職員が配置につき、その他必要な職員は待機の態勢
警戒本部体制	全課長及び必要な職員が配置につき、その他の職員は待機の態勢
対策本部体制	本部の全組織が配備につく

(4) 職員への連絡手段の確保

市は、武力攻撃事態等が発生した場合において、初動体制の確保のため、すべての市職員に速やかに連絡できる体制を整備するものとする。

特に、市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定するなどにより、事態の状況に応じた職員の参集を図る。

(6) 職員の服務基準

市は、(3)の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務をあらかじめ定める。

(P37 第3編第2章の市対策本部事務分掌表参照)

(7) 本部体制の整備

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、交代勤務体制の整備や食料の備蓄、自家発電設備の確保等を図る。

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当対策部を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

	項 目	担当対策部
損 失 補 償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)	商工対策部
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)	商工対策部
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)	建設対策部
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・第 5 項)	建設対策部
損 害 補 償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1 項・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)	総務対策部
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)		総務対策部
訴訟に関する事。 (法律第 6 条、175 条)		総務対策部

※ () 内は国民保護法の条項

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書取扱規定の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行い、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第 2 関係機関との連携体制の整備

1 基本的な考え方

市は、武力攻撃事態等への的確かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用しつつ、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

このため、市は、あらかじめ国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の担当部署を把握するとともに、それぞれの部署との連絡方法等について確認するものとする。

また、市は、関係機関による意見交換の場を設ける等により、平素から関係機関相互の意思の疎通を図るものとする。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 他の市町村との連携

(1) 他の市町村との連携

市は、他の市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や、訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給や交通規制業務等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

市は、県と連携し、自主防災組織の核となるリーダーに対する研修等を通じて自主防災組織の育成強化を図るものとする。

また、自主防災組織の活動や自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための資機材の充実を支援する。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等が収まった復興期での活動を想定とし、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、その際はボランティアセンター開設等について、相互が安全であると認めた場合のみ活動を行うこととする。

第3 通信の確保

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電時に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

1 基本的な考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理運用体制の構築を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線系・無線系（地上系・衛星系）等による通信ルートの多ルート化等）、関連機器装置の二重化等によりバックアップ体制の整備を図る。
	・ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び連携の充実強化を図る。
	・ 武力攻撃災害において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・ 非常通信設備・機器について、その機能の理解や操作の習熟に努めるとともに、実践的な通信訓練を行うなど、管理・運用体制の確立を図る。
	・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等について、あらかじめ可能な範囲で調整を図っておくこととする。
	・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・ 市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

また、市は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市国民保護計画に定めておくものとする。

(2) 防災行政無線の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、同報系その他の防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）および緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）を整備する。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数のものが利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集・整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報

(以下参照) に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法、並びに安否情報の照会及び回答の手続き、その他の必要な事項を定める、安否情報省令に規定する様式第1号及び第2号により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 避難住民（負傷した住民も同様）<ol style="list-style-type: none">① 氏名② 出生の年月日③ 男女の別④ 住所⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⑦ 居所⑧ 負傷又は疾病の状況⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報2 死亡した住民
（上記①～⑥に加えて）<ol style="list-style-type: none">⑩ 死亡の日時、場所及び状況⑪ 死体の所在 |
|--|

（２）安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

（３）安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

（１）情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

（２）担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じて担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

1 基本的な考え方

市は、武力攻撃事態において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市職員の研修や実践的な訓練を通じて、国民保護措置の実施に必要な知識の習得や実施能力の向上に努めるものとする。

2 研 修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治学院、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

3 訓 練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

この場合、国民保護措置と防災上の措置との間で総合に応用・準用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを一体的に実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会などの協力を求めるとともに、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難・救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎データの資料】

- 住宅地図
- 区域内の道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 区長会、自主防災組織等の連絡先一覧
- 消防機関のリスト
- 避難行動要支援者の名簿
- 収容施設として活用できる土地、建物等のリスト
- 関係医療機関のデータ
- 救護班のデータ
- 火葬場等のデータ

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

避難誘導時においては、地元消防団、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら避難行動要支援者が迅速に避難できる体制を構築する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、消防庁作成のマニュアルを参考に、県、県警察等の関係機関と協議しながら複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。

この場合において、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者の避難方法等について配慮する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する本市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道 路 （路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
 - ② 鉄 道 （路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
 - ③ 港 湾 （港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
 - ④ 飛行場 （飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

（２）運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有施設等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

（１）生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連施設の安全確保の留意点について」（平成１７年８月２９日閣副安危第３６４号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

※【生活関連等施設の種類および所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第２７条	１号	発電所、変電所	経済産業省
	２号	ガス工作物	経済産業省
	３号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国土交通省
	４号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	５号	電気通信事業用交換設備	総務省
	６号	放送用無線設備	総務省
	７号	水域施設、係留施設	国土交通省

国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第 2 7 条	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9 号	ダム	国土交通省 農林水産省
第 2 8 条	1 号	危険物	総務省消防庁
	2 号	毒劇薬（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3 号	火薬類	経済産業省
	4 号	高圧ガス	経済産業省
	5 号	核燃料物質（汚染物質含む。）	原子力規制委員会
	6 号	核原料物質	原子力規制委員会
	7 号	放射性同位元素（汚染物質含む。）	原子力規制委員会
	8 号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

（２）市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に講じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄・整備

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下所在する避難施設などで、防災のため備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

また、市は、物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、あらかじめ必要に応じて、民間業者と物資供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努めることとする。

協定に当たっては、防災のための物資供給に関する協定の内容を踏まえつつ、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておくこととする。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の調整等を行うこととされており、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、科学防護服、放射線測定装置、
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県等との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県等と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るほか、バックアップ体制を整備するよう努める。

3 各家庭、職場での備蓄

市は、市民が各家庭や職場で、食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、防災のための啓発と連携を図りつつ、自主防災組織や自治会等を通じた啓発に努める。

第4章 国民保護に関する啓発

1 基本的な考え方

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

また、武力攻撃災害が発生した場合は、行政の的確かつ迅速な対応に加え、住民や事業所等の自主的・積極的な防災活動が重要となる。

このため、市は、国民保護の意義や仕組み、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等について、広く住民の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて、国民保護に関する啓発を行うよう努めるものとする。

2 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も生かしながら住民への啓発を行う。

3 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

1 基本的な考え方

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられることから、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

2 事態認定前における情報連絡体制等の設置及び初動措置

(1) 情報連絡体制

- ① 市は、次の場合において必要と認めるときは、速やかに情報連絡体制をとり、情報の収集に努めるとともに、関係機関との連絡体制を整えるものとする。

ア 県内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の兆候が発生したとき。

イ 他の都道府県で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したとき。

ウ その他危機管理課長が必要と認めるとき。

- ② 情報連絡体制は、危機管理課長、危機管理係職員その他危機管理課長が必要と認める職員をもって構成する。

- ③ 市は、情報連絡体制をとったときは、直ちに県に連絡する。

(2) 警戒本部の設置

- ① 市は、次の場合において必要と認めるときは、直ちに警戒本部を設置する。

ア 情報連絡体制での対応が困難と認めるとき。

イ 県内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したとき。

ウ 武力攻撃事態等の認定がなされたものの、市対策本部を設置すべき旨の通

知がないとき。

エ その他市長が必要と認めたとき。

- ② 警戒本部は、市長を本部長とし、副市長、教育長、消防長、全課長等その他市長が必要と認める職員をもって構成する。

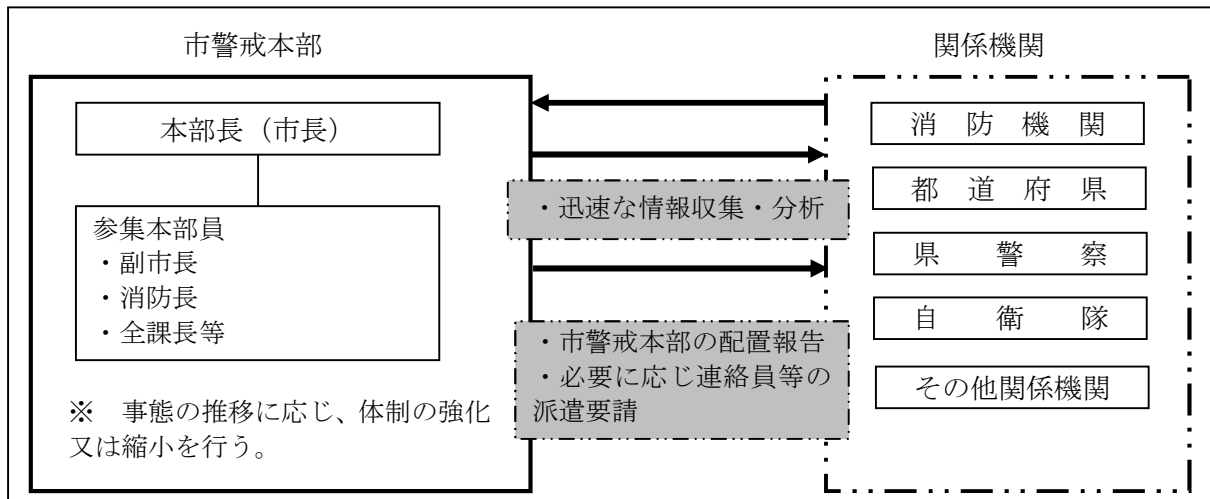
市長は、警戒本部を設置した場合は、必要に応じ、自衛隊その他関係機関に、連絡員の派遣を依頼するものとする。

- ③ 警戒本部は、原則として、本庁舎議会委員会室に設置する。

- ④ 市は、警戒本部を設置したときは、直ちに県に連絡する。

- ⑤ 警戒本部は、県警察、消防、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

【市警戒本部の構成等】



(3) 初動措置の確保

市は、市警戒本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、県警察と緊密な連携を図る。

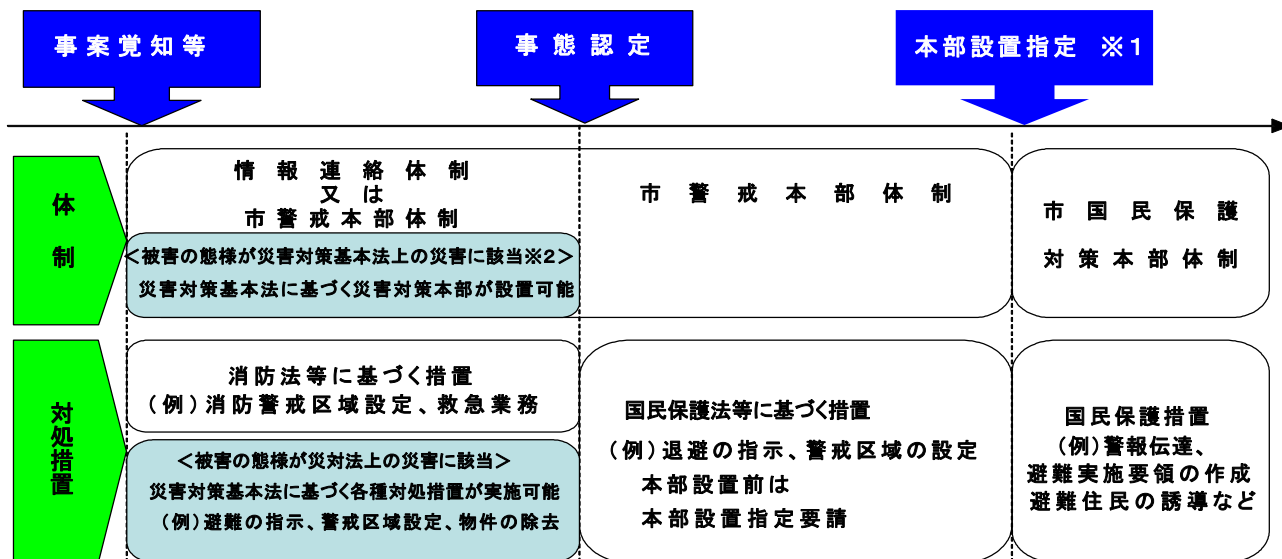
また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(5) 対策本部への移行に要する調整

市警戒本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市警戒本部を廃止し、市対策本部を設置して新たな体制に移行する。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故とされている。

第2章 市対策本部の設置等

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市災害初動体制行動マニュアルの連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市本庁舎議会委員会室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の設置等必要な準備を開始する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠室の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を次のとおり指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

予備施設第1：西都市公民館

予備施設第2：西都市民体育館

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

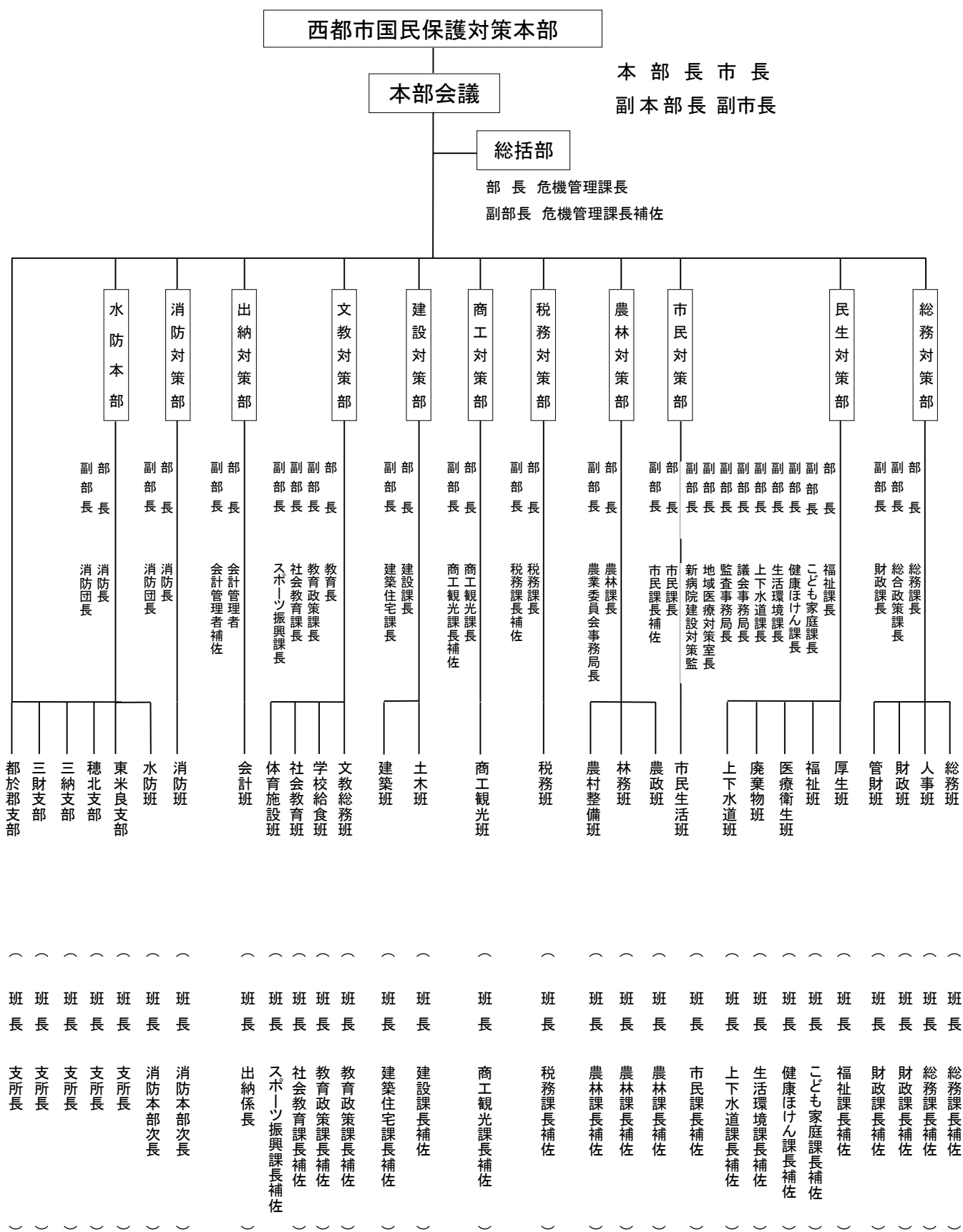
市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、市地域防災計画に準じ、次のとおりとする。

なお、各班は相互に連携・協力するとともに、この事務分掌にかかわらず、市対策本部長が特に命ずる事務を処理するものとする。

【西都市国民保護対策本部組織図】



【西都市国民保護対策本部事務分掌表】

部名	班名	部署名 (○ 班長)	事務分掌	備考
総括部 部長 危機管理課長 副部長 危機管理課長補佐	総括班	○危機管理係	1.本部会議に関すること 2.災害応急対策とりまとめ、報告に関すること	
総務対策部 部長 総務課長 副部長 総合政策課長 財政課長	総務班	○行政係	1.災害時の電話対応に関すること。 2.本部の庶務に関すること 3.本部会議に関すること 4 関係機関、団体との連絡に関すること 5.本部及び各部の連絡調整に関すること 6.その他他部に属さない事項	
		秘書広報係	1.関係機関、団体に対する協力並びに応援要請に関すること 2.自衛隊の派遣要請に関すること 3.警報等の伝達及び災害広報に関すること	
		総合政策課	1.災害時の電話対応に関すること。 2.気象情報の収集に関すること 3.災害応急対策のとりまとめ、報告に関すること 4.災害情報の収集に関すること 5.被害情報の収集、報告及び記録に関すること 6.災害関係文書の受理、配布に関すること	
	人事班	○職員係	1.災害関係職員の動員及び職員の派遣に関すること 2.職員の勤務及び給食に関すること 3.被災職員の調査に関すること 4.避難場所の情報収集及び連絡調整にかんすること 5.総務対策部各班の応援に関すること	
	財政班	○財政係	1.災害対策の予算及び資金に関すること 2.総務対策部各班の応援に関すること	
	管財班	○契約管財係	1.庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関すること 2.市有施設の災害対策、被害調査に関すること 3.電気、通信施設の被害調査に関すること 4.災害時における車両の運用に関すること	

部名	班名	部署名 (○ 班長)	事務分掌	備考
			5.総務対策部各班の応援に関すること	
民生対策部 部長 福祉課長 副部長 こども家庭課長 健康ほけん課長 上下水道課長 生活環境課長 議会事務局長 監査事務局長 地域医療対策室長 新病院建設対策監	厚生班	○福祉課 障害福祉係 福祉総務係 議会事務局 監査事務局	1.民生対策部内の連絡調整に関すること 2.災害救助に関すること 3.救援物資の調達、及び配布に関すること 4.建物、民需被害調査の集計に関すること 5.災害時要配慮者に関すること 6.義援金品の配布に関すること 7.民生対策部各班の応援に関すること 8.社会福祉施設の災害対策、被害調査に関すること 9.ボランティアに関すること 10.福祉避難所に関すること 11.市議会対応に関すること（議会事務局）	
	福祉班	○こども家庭課 保護係	1.被災保護世帯の措置に関すること 2.民生対策部各班の応援に関すること 3.遺体の処理に関すること	遺体の収容・処理
	医療衛生班	○健康ほけん課 地域医療対策室	1.災害時の医療助産に関すること 2.医療衛生施設の災害対策、被害調査に関すること 3.医療品及び衛生材料の調達に関すること 4.防疫班の編成に関すること 5.災害時要配慮者に関すること 6.災害派遣（医療班）の授援体制に関すること 7.民生対策部各班の応援に関すること	
	廃棄物班	○生活環境課	1.災害廃棄物の処理に関すること 2.清掃に関すること 3.被災地におけるし尿の収集に関すること 4.民生対策部各班の応援に関すること	
	上下水道班	○上下水道課	1.被災者の給水対策に関すること 2.水道施設の災害対策、被害調査に関すること 3.下水道施設及び集落排水施設の災害対策、被害調査に関すること 4.民生対策部各班の応援に関すること	
市民対策部 部長 市民課長 副部長	市民生活班	○市民課	1.災害用食料の調達、配送に関すること 2.炊き出しに関すること 3.埋火葬許可証の発行に関すること。	

部名	班名	部署名 (○ 班長)	事務分掌	備考
市民課長補佐				
農 林 対 策 部 部長 農林課長 副部長 農業委員会事務局長	農政班	○農政企画係 農産園芸係 農畜産係	1.農作物及び農業用施設の災害対策、被害調査に関すること 2.家畜及び畜産施設の災害対策、被害調査に関すること 3.水産物及び水産施設の災害対策、被害調査に関すること 4.被災農家の営農指導に関すること 5.被災農家の災害融資に関すること 6.農林対策部内の連絡調整に関すること	
	林務班	○林務係	1.林産物及び林業施設の災害対策、被害調査に関すること 2.貯木、流木の災害対策に関すること 3.林業の災害融資に関すること 4.市有林及び作業道の災害対策、被害調査に関すること 5.災害用木材の払い下げに関すること	
	農 村 整備班	○農村整備係 農地対策係 農業委員会	1.農地及び農業用施設の災害対策、被害調査に関すること 2.農林対策部各班の応援に関すること	
税 務 対 策 部 部長 税務課長 副部長 税務課長補佐	税務班	○税務係	1.被災納税者の調査に関すること 2.被災家屋の調査に関すること 3.被災納税者の減免に関すること 4.税務対策部内の連絡調整に関すること	
商 工 対 策 部 部長 商工観光課長 副部長 商工観光課長補佐	商 工 観光班	○商工観光課	1.商業及び工業の災害対策、被害調査に関すること 2.被災商工業者に対する融資に関すること 3.観光施設の災害対策、被害調査に関すること 4.被災者の職業の斡旋に関すること	
建 設 対 策 部 部長 建設課長 副部長 建築住宅課長	土木班	○建設課	1.災害対策用機材器具の調達に関すること 2.公共土木施設の災害対策、被害調査に関すること 3.道路等の維持管理及び復旧工事に関すること 4.交通規制の措置に関すること 5.避難路の確保に関すること 6.労務者の確保に関すること	

部名	班名	部署名 (○ 班長)	事務分掌	備考
商工観光課長補佐			7.建設対策部内の連絡調整に関すること 8.都市施設の災害対策、被害調査に関すること 9.住居等の障害物除去に関すること 10.林道の災害対策、被害調査に関すること	
	建築班	○建築住宅課	1.建築物の災害対策、被害調査に関すること 2.応急仮設住宅設置に関すること 3.建築資材の調達管理に関すること 4.被害住宅の復興資金に関すること	
文教対策部 部長 教育長 副部長 教育政策課長 社会教育課長 スポーツ振興課長	文教総務班	○教育政策課	1.教育施設の災害対策、被害調査に関すること 2.文教対策部内の連絡調整に関すること 3.災害時の応急教育及び児童生徒の避難に関すること 4.学校の休校等の措置に関すること 5.文教対策部各班の応援に関すること	
	学校給食班	○学校給食係	1.災害時の学校給食に関すること 2.文教対策部各班の応援に関すること	
	社会教育班	○社会教育課	1.社会教育施設の災害対策、被害調査に関すること 2.災害活動に協力する女性団体等の連絡調整に関すること 3.文化財及び文化財関係施設の災害対策、被害調査に関すること 4.学習等供用施設の災害対策、被害調査にかんすること。	
	体育施設班	○スポーツ振興課	社会体育施設の災害対策、被害調査に関すること	
出納対策部 部長 会計管理者 副部長 会計管理者補佐	会計班	○会計室	1.義援金品の受付保管に関すること 2.市民対策部市民生活班の応援に関すること	
消防対策部 部長 消防長 副部長 消防団長	消防班	○消防本部 消防署 消防団	1.消防活動に関すること 2.消防施設の災害対策、被害調査に関すること 3.消防関係機関の協力要請に関すること 4.災害応急措置に関すること 5.被災者の救出、救助に関すること 6.死体及び行方不明者の捜索に関すること 7.障害物の除去に関すること	

部名	班名	部署名 (○ 班長)	事務分掌	備考
水 防 本 部 部長 消防長 副部長 消防団長	水防班	○消防本部 消 防 署 消 防 団	水防計画に基づくこと	
支 部	東米良 支部 穂北 支部 三納 支部 三財 支部 都於郡 支部	東米良支所長 穂北支所長 三納支所長 三財支所長 都於郡支所長	本部との連絡に関すること	

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐとともに、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

※【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、総合政策課長を広報責任者として広報を一元的に行う。

② 広報手段

防災行政無線、防災メール、広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

ウ 県と連携した広報体制を構築する。

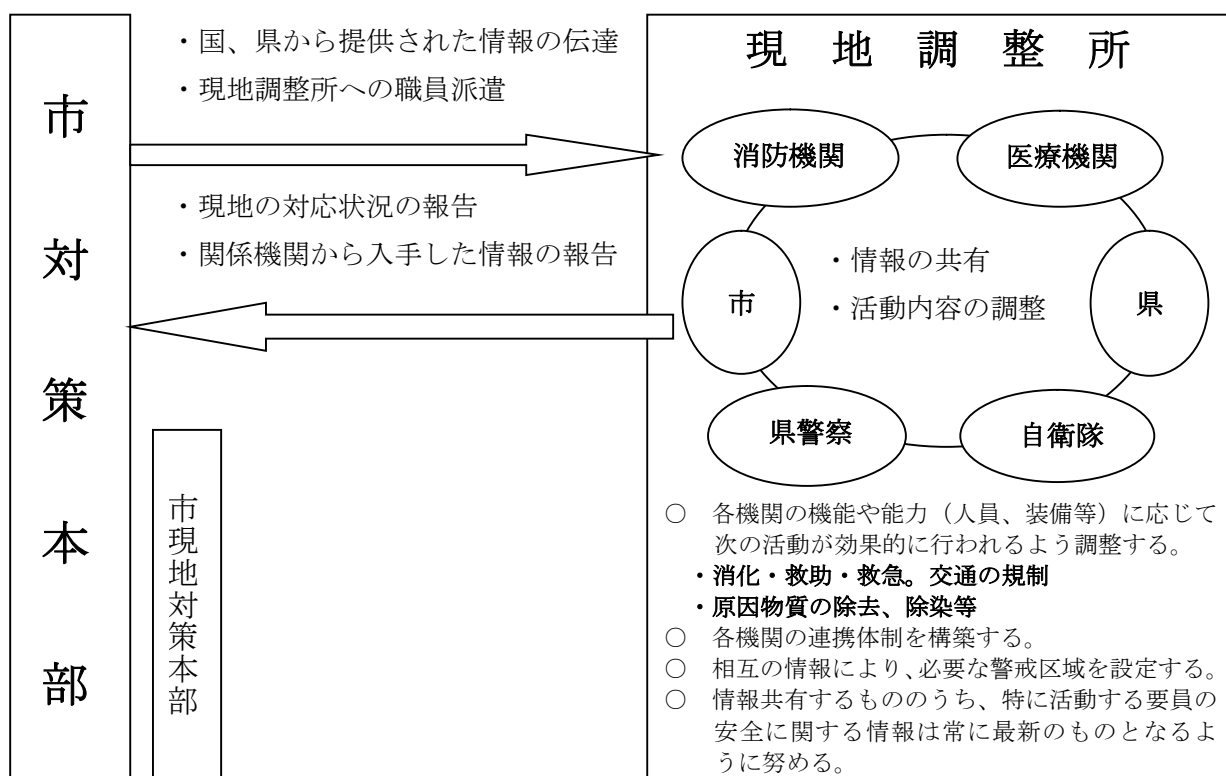
(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要因の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。



(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、もしくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

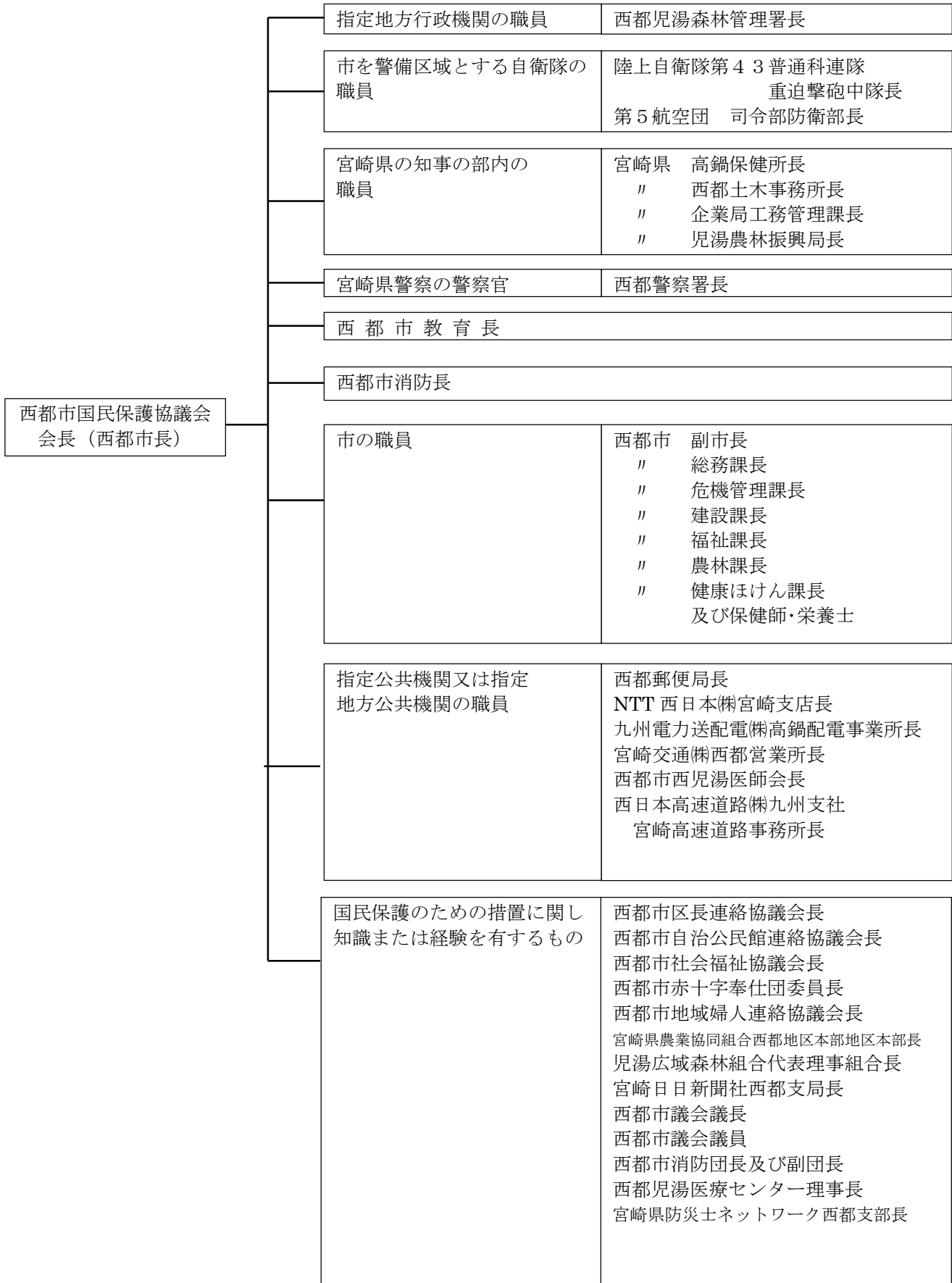
(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう求める。

3 西都市国民保護協議会

西都市国民保護協議会の組織、所掌事務及び運営については、基本法関係法令、西都市国民保護協議会条例の定めるところによるものとするが、その概要は次のとおりである。

西都市国民保護協議会組織図



第3章 関係機関相互の連携

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊の派遣の要請の求めができない場合は、宮崎地方協力本部長、陸上自衛隊第43普通科連隊重迫撃砲中隊

長又は第5航空団司令部防衛部長を通じて、陸上自衛隊にあっては西部方面総監、航空自衛隊にあっては西部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。

- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

（1）他の市町村長等への応援の要求

- ① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

（2）県への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

（3）事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
- また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- （1）市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣要請を行う。
- また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- （2）市は、（1）の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等

のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届ける。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や区長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等が収まった復興期での活動を想定とし、その可否を判断する。その際はボランティアセンター開設等について、相互が安全であると認めた場合のみ活動を行うこととする。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズの共有や活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入

れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

1 基本的な考え方

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行う。

2 警報の内容の伝達等

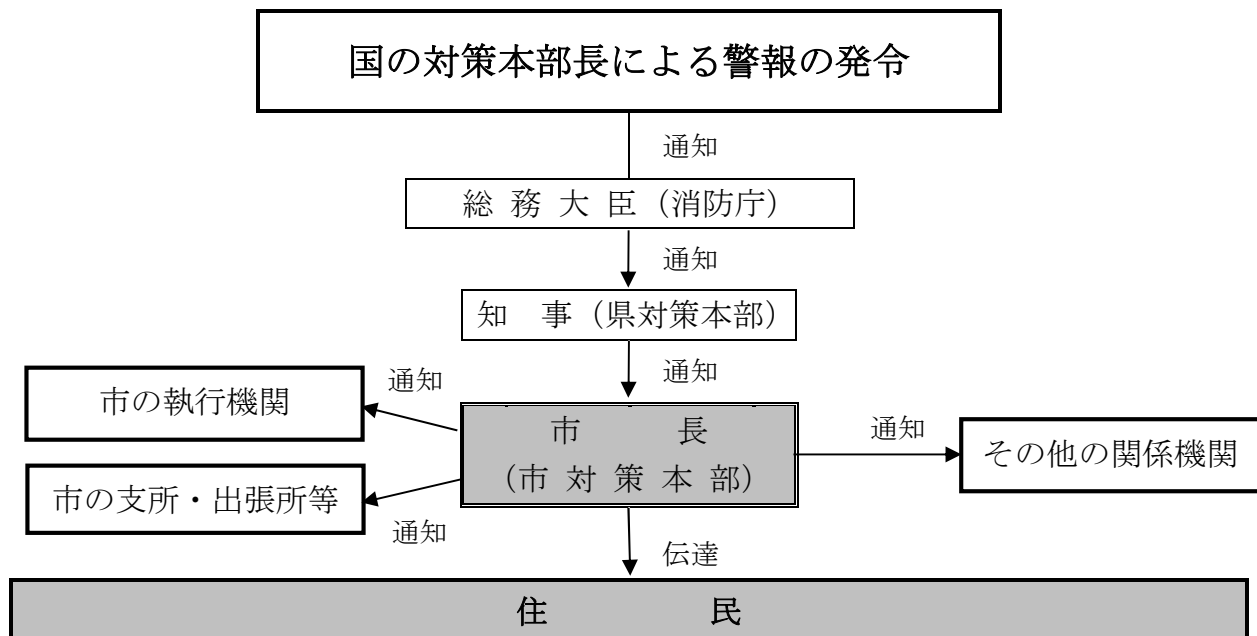
(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、区長、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達するとともに市ホームページへの掲載、防災行政無線、防災メールにより配信する。

(2) 警報の内容の通知

市は、市の他の執行機関、その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

市長から関係機関への警報の通知・伝達



3 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、そ

の伝達を全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して注意喚起した後、住民に対し広報車、消防団、区長の協力、防災メール等あらゆる手段を活用し、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

原則としてサイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、区長等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

- （２）市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう体制を整備する。

この場合において、消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、区長や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- （３）警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- （４）警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

4 緊急通報の伝達及び通知

市長は、県から緊急通報の通知を受けた場合は、その内容を速やかに住民及び消防団等に伝達するとともに、関係機関へ通知する。

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

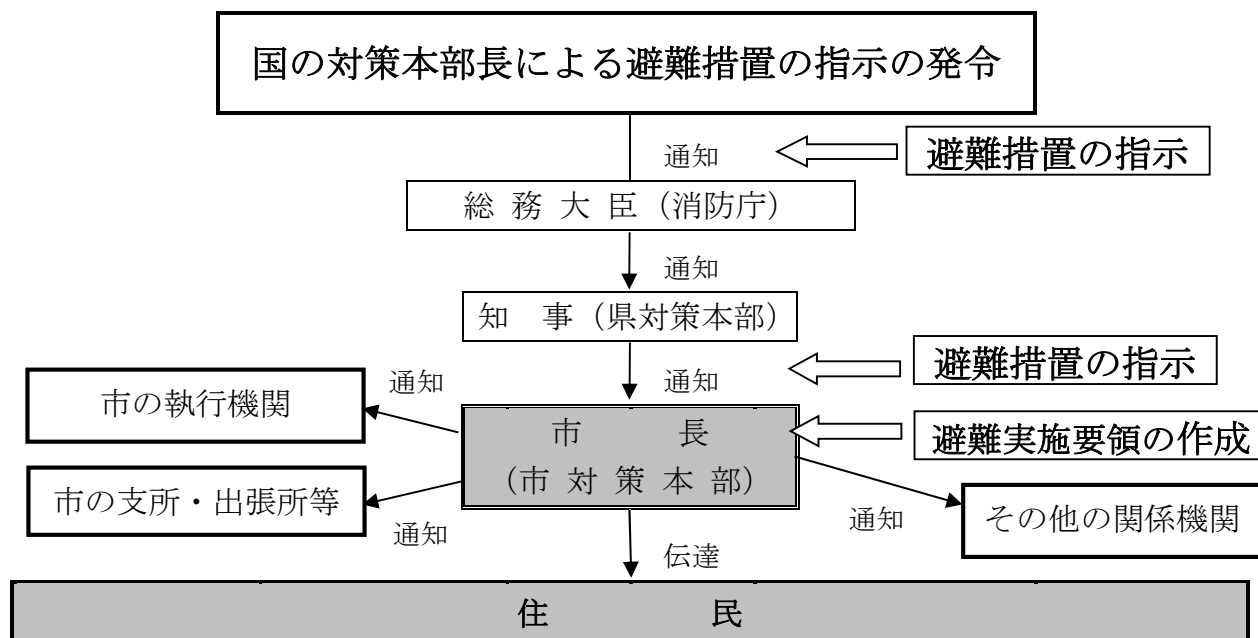
1 基本的な考え方

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

2 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

3 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難

実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領の記載事項

市長は、避難実施要領を作成する場合は、必要に応じ、次の事項に留意し、可能な限り具体的に記述する。

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、各区、各自治公民館、事務所等、地域の実状に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

③ 一時的集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時的集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時間や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

⑦ 自家用車等を利用する場合の留意事項

事前に警察署長と十分に協議するとともに、誘導する警察官等の指示に従って混乱することなく避難が行われるよう、自家用車等を利用するに当たって避難住民が留意すべき事項を具体的に記載する。

⑧ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

- ⑨ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- ⑩ 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- ⑪ 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
- ⑫ 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- ⑬ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

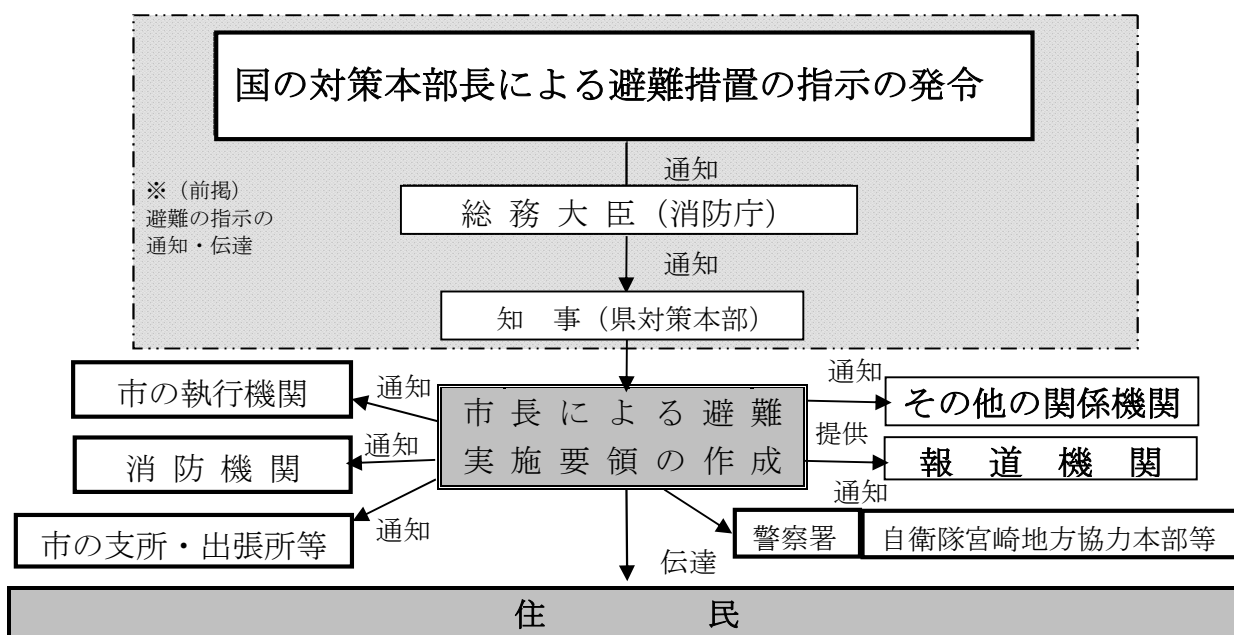
(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するよう努める。

また、市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達



4 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、各区、各自治公民館、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安が一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるように、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や区長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うための体制を構じ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行なうとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

市は、市が管理する道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、

知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(1 2) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(1 3) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(1 4) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

5 武力攻撃4類型ごとの避難の留意事項

(1) 弾道ミサイル攻撃時の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難させることが基本であり、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設等に避難させることとなる。

このため、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

※弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができ

るよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。

（２）ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、避難措置の指示及び避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示及び避難の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行うこととなる。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

このため、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

（３）着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からこのような避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

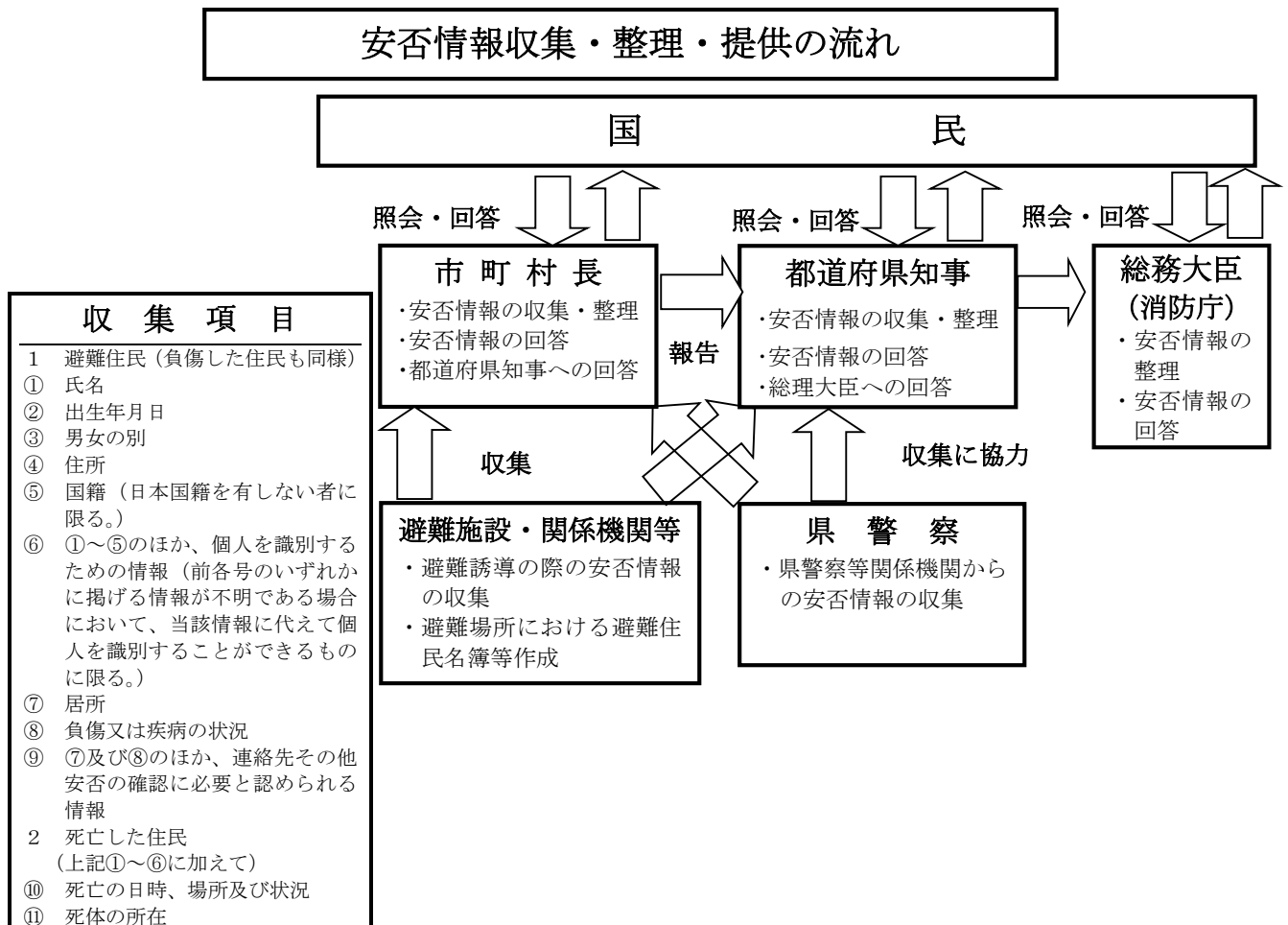
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

1 基本的な考え方

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



2 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該

協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

3 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

4 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する様式により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

5 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、4(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し、退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて又は関係機関により設置されている場合には、市職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示（例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

（２）屋内退避の指示

市長は、退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、防護手段がなく、移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② ゲリラや特殊部隊の行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

（３）退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行うときは、区長等への電話、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

（４）安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段

を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃時により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その整備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防救助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場

合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱（平成 16 年 3 月 26 日付消防震第 19 号消防長官通知）に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

（５）消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

（６）消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動のための必要な措置を行う。

（７）医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

（８）安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行なう。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範

囲に限定して活動する。

- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導・助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、生活関連等施設以外の市が管理する関連施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、自衛隊、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市町村対策本部で所要の調整を行う。

※危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- ① 本市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は本市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）

- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号）

（２）警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、（１）の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第４ 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

1 武力攻撃原子力災害への対処

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 NBC攻撃による災害への対処

（１）基本的な考え方

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

（２）応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

（３）国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指示して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

（４）関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知

見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

（５）汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、消毒等の措置を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

（６）市長の権限

市長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
3 号	死体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・ 廃棄

	対 象 物 件 等	措 置
5 号	建物	・ 立入りの制限 ・ 立入りの禁止 ・ 封鎖
6 号	場所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名宛人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名宛人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適切な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するにあつては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

（7）要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、自衛隊等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX 等により直ちに被災情報の第 1 報を報告する。
- (4) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX 等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害時即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保険衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及

び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

（２）廃棄物処理対策

- ① 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成１０年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（2）公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

（1）水の安定的な供給

市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

（2）公共的施設の適切な管理

市は、その管理する道路その他の公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

1 特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 特殊標章等

(1) 特殊標章

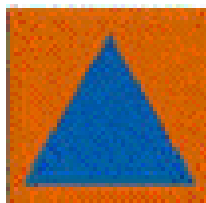
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の三角形)。

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり。)

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



(オレンジ色地に
青の正三角形)



(身分証明書のひな型)

3 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長 官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等

を交付及び使用させる。

(1) 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

4 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義その使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧

第1章 応急の復旧

1 基本的な考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実状等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をしたものがそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続き等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続きに従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部や特殊対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し、通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。